

太陽光の林地開発 許可面積 7割減

脱炭素と景観で板挟み

全などが求められる。太陽光向けの許可面積は過去最大だった19年度の3217㌥の3分の1に落ち込んだ。1000㌥を切ったのは13年度以来だ。

林地の開発と保護のバランスは以前にも増して難しいテーマになっていく。政府は10月に閣議決定した新エネルギー基本計画で、30年度の電源のうち再生可能エネルギーの割合を19年度実績の倍の36.38%に引き上げる目標を掲げた。早期に導入しやすい太陽光発電への期待は依然大きい。

8月には経済産業省が30年時点の1.5㌥時あたりの発電コストで事業用の太陽光が最も安くなるとの試算を発表した。一方で防災や景観保護を巡って地域住民が開発に反対する事例が増えている。21年3月には奈良県平群町の住民がメガソーラー企業を集団提訴した。十分な説明がないまま森林が伐採されたとい

う不満がある。6月には許可要件に関する書類内容の誤りが判明し、県が事業者に工事停止を要請する事態となった。静岡県函南町の住民も6月、メガソーラー事業者が工事を強行しないよう県知事に指導を求め、要望書を出した。7月には静岡県熱海市内の林地を開発した箇所ですら実際に土石流災害が発生し、甚大な被害が出た。

環境省が19年に公表した太陽光発電施設に関する環境影響評価の調査結果では、林地開発への苦情が用地別でトップだった。内容は土砂災害や景観悪化への懸念が多い。地方自治研究機構によると、都道府県や市町村が太陽光などの発電設備の設置を規制する条例は10月1日時点で165に達した。

再生エネの普及に向けて地域の信頼確保は避けて通れない。開発許可後の監視の仕組みなどを整えていく必要がある。

太陽光発電のための林地開発にブレーキがかかっている。2020年度に開発許可を受けた林地の面積は968㌥と19年度から約7割減った。脱炭素に向けた再生可能エネルギーの普及という大きな政策目的と、景観保護や防災といった地域の利益を調整する実効的な仕組みづくりが課題になる。

林地開発は森林法に基づき、事前に自治体の許可を得る必要がある。災害や水害の防止、環境保